

社会保険制度および労働保険制度と 厚生労働省における社会保険等 未加入対策への対応

厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課・
職業安定局雇用保険課・保険局保険課・年金局事業管理課

1. 社会保険制度について

(1) 社会保険とは

会社などで働く人たちが収入に応じて保険料を出し合い、いざというときの生活の安定を図る目的でつくられた制度であり、一般的に厚生年金保険や健康保険のことを社会保険といいます。

社会保険制度は、労働者個人や事業主が任意に契約・加入するものではなく、法律により加入が義務付けられています。

そのため、社会保険への加入は、事業所単位で行うことになり、事業主は従業員と保険料を原則折半で負担し、その納付や加入手続きなどの義務を負います。

(2) 社会保険制度の概要

- ・厚生年金保険には、老後の生活を支える老齢年金、障害を負ってしまった方の所得を保障する障害年金、生計者が死亡したときに家族に支払われる遺族年金があります。
- ・健康保険は、被保険者やその家族（被扶養者）が、病気やけが（業務上・通勤災害を除く）をしたときに、医療の給付や手当金の支給が行われます。

具体的には、保険医療機関に被保険者証を提示

し、一部負担金を支払うことで必要な治療を受けることができること、病気やけがで仕事を休み給与を受けられないときに傷病手当金が受けられるほか、出産のため会社を休み給与が支給されないときの出産手当金が受けられます。

① 適用事業所について

社会保険は、原則として事業所を単位として適用され、常時5人以上の従業員を使用している個人事業所と、全ての法人事業所は法律により加入が義務付けられています。

つまり、事業所に社長1人しかいない場合であっても、法人であれば加入が義務付けられています。

なお、5人未満の個人事業所と、5人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部や農林業、水産業などの個人事業所は加入は義務付けられていませんが、一定の条件を満たせば任意で加入することができます。

② 被保険者について

適用事業所に常時使用される方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、全て被保険者となります（厚生年金保険は70歳に達するまで、健康保険は75歳に達するまでの加入となります）。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無な

どとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われるなど、常用的な使用関係が認められる場合は、試用期間の当初から被保険者になります。

また、パート等でも、事業所と常用的な使用関係にある場合は、被保険者となります。常用的な使用関係にあるかどうかは、同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の労働日数、労働時間等を基準に、それぞれがおおむね4分の3以上であるかどうかを目安に、就労形態、勤務内容等から総合的に判断されます。

なお、パートなどの短時間労働者については、上述のような者が厚生年金保険・健康保険の適用対象となっていました。平成28年10月からは、新たに①1週間の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上、④従業員501人以上の事業主に使用される者、⑤学生以外の者の全ての要件を満たす者に、厚生年金保険・健康保険の適用が拡大されます。

(3) 加入方法・加入メリット

<加入方法等>

- ・社会保険の適用事業所となった場合には、「新規適用届」を事業主の方から厚生年金保険については事業所の所在地を管轄する年金事務所、健康保険については事業所の所在地を管轄する年金事務所または健康保険組合へ届け出ることが必要です。
- ・また、新たに従業員を採用した場合には、その都度5日以内に、「被保険者資格取得届」を厚生年金保険については事業所の所在地を管轄する年金事務所、健康保険については事業所の所在地を管轄する年金事務所または健康保険組合へ提出していただきます。
- ・年金事務所への届出方法は、窓口書類を提出する方法以外にも、郵送やインターネットでの電子申請も可能です。
- ・社会保険料については、事業主の方から提出さ

れた被保険者の資格取得、喪失、標準報酬月額および賞与支払等の届出を基に毎月20日頃、日本年金機構（年金事務所）または健康保険組合から事業所へ「保険料納入告知額通知書」または「保険料納入告知書」を送付する方法などでお知らせしています。

事業主の方は、原則、毎月月末までに納付していただくことになります（口座振替や金融機関の窓口納付など）。

<加入のメリット>

- ・厚生年金保険に加入していれば、基礎年金に加え、加入期間や報酬に応じた厚生年金の給付を受けることができます。
- ・健康保険に加入していれば、傷病手当金や出産手当金など被用者に対する保険給付を受けることができます。

(4) 建設業等に対する適用促進の取り組み

社会保険の未適用事業所に対し、適切に適用を行っていくためには、事業所の事業の実態や従業員の勤務形態を個別具体的に把握することが必要です。

このため、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という）から求人を行う会社で社会保険を適用していない事業所の情報を、また、地方運輸局から貨物自動車会社等で社会保険を適用していない事業所の情報の提供を受けるなど、関係機関と連携し、適用に向けた加入勧奨・加入指導を一層強化することとしています。さらに、新たに、法務省が保有する法人登記情報の提供を受けることや、建設業担当部局（地方整備局等）から建設業の許可更新時等に判明した社会保険を適用していない事業所の情報の提供を受けることにより、これまで把握していなかった未適用事業所を把握することとしています。

また、加入勧奨後においても、自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施しており、さらに、重

点的な加入指導後においても加入手続きが行われない未適用事業所については、告発し事業所名を公表する等の適用に向けた加入指導等を一層強化することとしています。

2. 労働保険制度について

(1) 労働保険とは

労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

(2) 労災保険制度の概要

- ・労災保険とは、労働者の方が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいはご不幸にも死亡された場合に、必要な保険給付を行い、被災された労働者やご遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。
- ・労災保険は、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受ける全ての者が対象となります。

(3) 加入方法・加入メリット

<加入方法>

- ・労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届※を所轄の労働基準監督署またはハローワークに提出しなければなりません。
- ・その後、当該年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に

支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付することとなります。

※ 保険関係成立届については、保険関係が成立した日から10日以内、概算保険料申告書は、保険関係が成立した日から50日以内に申告しなくてはなりません。

- ・成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続きを行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による成立手続きおよび労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。

<加入のメリット>

労災保険に加入していれば、仕事上や通勤によるケガや病気に対して、療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

(4) 雇用保険制度の概要

- ・雇用保険とは

- ① 労働者が失業した場合、労働者の雇用の継続が困難となる場合、および労働者が職業に関する教育訓練を受けた場合等に、生活および雇用の安定、就職の促進のために失業等給付を支給
- ② 失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の拡大、労働者の能力の開発および向上その他労働者の福祉の増進を図るために事業主に対して助成

を行う、雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

- ・雇用保険は事業主や労働者の意思にかかわらず、労働条件が以下の基準を満たす労働者を雇用する場合は、原則として強制適用となります。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・ 31日以上雇用見込みがあること。

※ただし、昼間学生などは除外されます。

(5) 加入方法・加入メリット

<加入方法>

- ・雇用保険の手続きは、事業主がハローワークに手続きをする必要があります。
- ・事業主は労働者を初めて雇用する場合には、事業所を管轄するハローワークに「保険関係成立届」「雇用保険適用事業所設置届」「雇用保険被保険者資格取得届」（用紙は、いずれもハローワークで入手できます）を提出していただく必要があります。
- ・その後、新たに労働者を雇い入れた場合には、その都度、事業所を管轄するハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

※ 手続きの期限は事業主が労働者を雇用した(被保険者となった)日の翌月の10日までですので、注意してください。

- ・ハローワーク窓口書類を提出する以外にも、インターネットでの電子申請も可能です。電子申請を利用すると、365日、24時間いつでも申請ができます。また、自宅でもオフィスのパソコンでも、どこからでも申請できます。

<加入のメリット>

雇用保険に加入していれば、労働者が離職した場合に給付を受けることができ、失業中の生活を心配することなく、新しい仕事探しをすることができます。

また、事業主の方も社員のスキルアップへの支援や、新規雇用の際の奨励金等を受け取ることができ、さらなる事業の推進や事業の質の向上へとつなげることができます。

3. 社会保険等未加入問題への対応について

本年11月から、改正された建設業法施行規則が施行され、地方整備局および都道府県の建設業担当部局により、建設業の許可・更新時等に社会保険等の加入状況の確認と未加入事業所への指導が始まりますが、それでも改善されない未加入事業所があれば、厚生労働省の都道府県労働局および年金事務所に通報される仕組みとなっています。厚生労働省としては、建設業に限らず労働保険・社会保険制度を所管する立場から、加入勧奨や指導等を適正に行っていきます。